

## ◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

2000.8.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第5号

## 国保連から見た請求実務の問題事例(よくある間違い)とお願ひ

北海道国民健康保険団体連合会介護保険課

## 1. 給付管理票作成に係る注意点

## (1) 記載もれ

- ・生年月日の年号の表示もれ
- ・限度額適用期間の終了年月の記載もれ
- ・作成区分の表示もれ
- ・指定／基準該当サービス識別の表示もれ

## (2) 記載誤り

- ・限度額適用期間の誤り（例 平成12年4月～平成12年4月）
- ・訪問通所支給限度基準額の記載誤り（例 6,150単位 → 61,500単位）
- ・サービス種類コードの誤り（サービス種類と項目の6桁を記載）
- ・サービス項目の記載誤り（同一のサービス種類をサービスの項目ごとに分けて記載）

## (3) 区分の不一致

- ・要介護状態区分と訪問通所支給限度基準額の不一致
- ・サービス種類名とサービス種類コードの不一致

## (4) その他

- ・限度額管理の対象外サービスを記載（居宅療養管理指導等）

## 2. サービス計画費明細書作成に係る注意点

公費負担者番号・公費受給者番号欄

- ・サービス計画費は全額保険の負担となりますので、公費負担者番号及び公費受給者番号欄は記載しません。

ただし、生活保護単独の場合（被保険者番号の先頭が「H」で始まる番号）は、全額公費負担となりますので、その場合のみ公費負担者番号・公費受給者番号欄に記載することとなります。

特に、FD等の磁気媒体で請求する事業所に誤りが多いので注意してください。

## 3. 返戻分の再請求の方法

・連合会で審査した結果、記載もれや記載誤り等があつて返戻となった場合は、不備事項を訂正して、翌月以降に当月請求分といっしょに再請求してください。

その際、請求書及び請求書別紙を添付して再請求することになりますが、再審査申立書は添付しないでください。

また、返戻となった給付管理票を再提出する際は「修

正」と記載しないでください。

なお、給付管理票が返戻となった場合は、その給付管理票に位置付けられたサービス事業所の請求明細書も返戻となりますので注意してください。

・サービス計画費の明細書は、1枚で5名分記載できるようになっていますが、その内の一部が返戻となった場合は、返戻となった被保険者分のみ再請求してください。

また、返戻となったサービス計画費の明細書を再請求する際は、「修正」と記載しないでください。

なお、返戻の理由が被保険者台帳の誤りと思われる場合は、保険者へ連絡し被保険者台帳の訂正を依頼してください。

## 4. 過誤・再審査の方法

## (1) 過誤の方法

・支払済（決定済）のサービス計画費明細書に誤りがあった場合は、保険者に請求明細書の取り下げの依頼（過誤返戻の依頼）をします。

依頼を受けた保険者は、過誤申立書を作成し連合会に送付します。

連合会ではその過誤申立書を基に支払額を調整のうえ、事業所あてに過誤決定通知書を送付（この時点で過誤返戻されたことになる）しますので、その後正しく記載した明細書に請求書及び請求書別紙を添付のうえ、当月請求分といっしょに再請求してください。

なお、再請求する明細書には「修正」と記載しないでください。

## (2) 再審査の方法

・決定済の給付管理票（連合会から返戻されていない給付管理票）に誤りがあった場合は、給付管理表修正分を提出してください。

その際、誤りの部分のみを修正した給付管理票ではなく、すべてのサービスを記載した正しい給付管理票を作成のうえ提出してください。

また、紙で提出する場合は、右上余白に必ず「修正」と朱書きしてください。

FD等の磁気媒体で提出する場合は、給付管理票情報作成区分コードを「2修正」としてください。

なお、再審査申立書は添付しないでください。

# 札幌市からの情報提供

## 第1回介護保険事業計画推進委員会を開催

介護保険事業計画にもとづき介護保険の事業が円滑に運用できるように、公募による市民委員6人含む30名の委員により、6月29日に第1回目の推進委員会が開催されました。委員長に杉岡直人北星大学社会福祉学部教授を、副委員長に佐藤朝子光塩学園女子短大教授を選出いたしました。

事務局から介護保険制度及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要、今年度の主要事務のスケジュール、要介護認定等の状況、サービスの質の確保に向けて相談・苦情の処理体制とその状況、利用者・事業者アンケートの実施、サービス事業者間の連携について自立者対策の状況について報告いたしました。

この会議の詳細については、後日介護保険課のホームページに掲載いたしますのでご覧ください。

## 介護保険サービス利用者、事業者アンケートの実施と協力依頼について

本調査は、介護保険サービスに関する現時点の実態を把握し、介護保険制度をよりよいものにするための検討材料を収集することを目的に実施することになりました。居宅介護支援事業者のアンケートは、責任者の方に回答をお願いいたしますので協力お願いいたします。

また、サービス利用者への調査について質問があった場合は、調査の趣旨について説明くださいますよう重ねてお願ひいたします。

なお、今秋、この調査の結果に基づいて事業所に対する研修会を予定しております。

### ①実施期間

- 平成12年7月20日～8月末まで(調査時点7月1日現在)

### ②調査対象者

- 居宅サービス利用者のうちおよそ1割(1,800人)を要介護度の比率に基づき無作為抽出により選定
- 居宅介護支援事業者(全数調査)
- 訪問介護事業者(全数調査)

### ③実施方法

- 郵送により調査票の発送・回収を行なう。  
(回答困難者には、訪問調査を実施)

### ④スケジュール

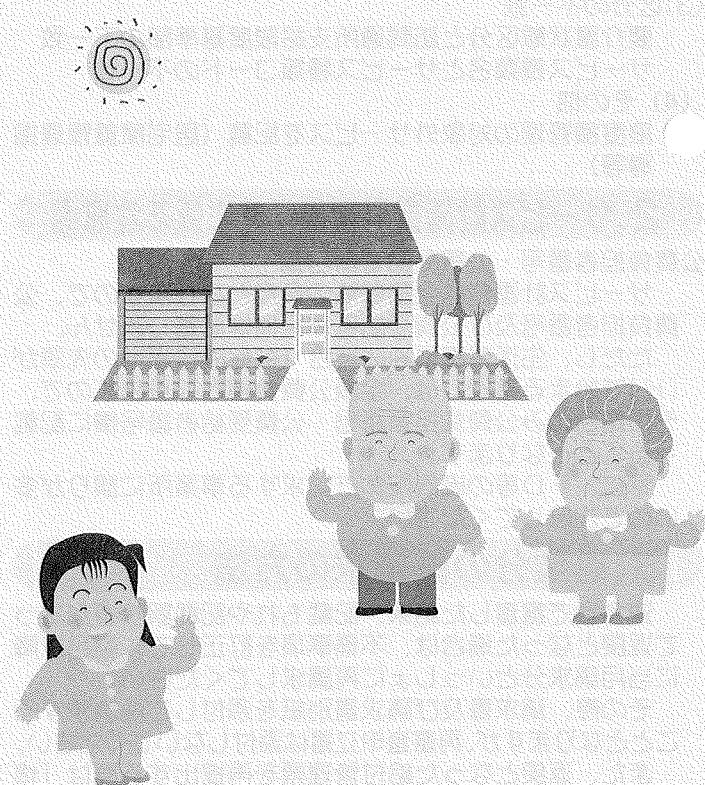
- 7月 対象者の抽出、調査票の発送(7月20日)
- 8月 調査の実施、調査票の回収
- 9月 調査結果集計・分析
- 10月 調査の概要、報告書の作成

## 主治医への「居宅サービス計画」の情報提供について

ケアマネージャは、利用者、主治医、サービス担当者と共に目的と認識をもって「居宅サービス計画」を作成し、適切なサービスを提供することになっています。特に、訪問看護や訪問リハビリテーション等の医療等のサービスを提供するときは、主治医の意見を求めて十分連携を図ることが運営基準で示されています。

しかしながら、現状では必ずしも主治医と十分に連携が図られていないことから、主治医が「居宅サービス計画」内容の提供を希望する場合には、当該計画書(写)を提供するよう厚生省から通知が出されております。

主治医から提供希望がある場合は、区役所に提出される「主治医意見書」の「5. その他特記すべき事項」の中に記載されますので、区保健福祉サービス課の担当者から居宅介護支援事業者に連絡があつたケースについては、「居宅サービス計画」(写)を提供するようお願いいたします。



# ケアプランと保健サービスについて

介護保険制度が創設されたことで、今後の保健事業は「介護をする状態になることの予防を重点に、療養方法、介護方法などの指導を通じて健康寿命の延伸を図る。」ことを基本として実施します。

疾患予防・介護予防の観点でケアプランを作成する際

は、是非、下記保健サービスの併用をお願いします。

なお、介護保険給付(内容的に重複するサービス)を受けている方は、原則、訪問指導と機能訓練の対象外となります。

事業名		対象・業務内容等・連絡先
訪問指導	保健婦 看護婦	<p>40歳以上で①疾患予防、介護予防のための保健指導、②家族への健康支援、③介護保険と他の保健・医療・福祉サービス等の調整が必要な方に対する指導を行います。</p> <p>※初回訪問は本市保健婦が、継続的な訪問指導（概ね6回～12回／年）は在宅福祉サービス協会所属の訪問指導員が行います。</p> <p>◆連絡先 各区保健福祉サービス課保健福祉二係</p>
	管理栄養士	<p>40歳以上で嚥下困難で調理の工夫や栄養摂取（栄養不足など）などに問題があり栄養指導を受ける機会がない方に対する指導（概ね年1～2回）を行います。</p> <p>◆連絡先 各区地域保健課健康推進係</p>
	歯科衛生士	<p>40歳以上で①咀嚼・嚥下に問題がある、②歯磨き・入れ歯の手入れ不十分・困難、③数年以上歯科治療受けていないなどで口腔衛生指導を受ける機会がない方に対する指導（概ね年1回）を行います。</p> <p>◆連絡先 各区地域保健課健康推進係</p>
	理学療法士	<p>40歳以上で在宅で日常生活動作指導や手すり・段差などの住環境整備に関する相談を受ける機会がない方に対する指導・相談を行います。</p> <p>◆連絡先 各区保健福祉サービス課保健福祉二係</p>
機能訓練		<p>40歳以上で心身機能が低下している介護保険サービスの通所介護と通所リハビリテーションの利用をしていない方に対する指導を行います。</p> <p>(A型) 理学療法士、作業療法士などによる体力増進の指導 各区老人福祉センター、特別養護老人ホーム（7か所）、老人保健施設（2か所） (B型) 保健婦、地域のボランティアの協力によるレクリエーション、スポーツなどの訓練 保健センター、地区会館など地域の身近な場所</p> <p>◆連絡先 各区地域保健課健康推進係</p>
寝たきり高齢者訪問歯科		<p>65歳以上の在宅で寝たきり状態の方に対して、歯科医師が訪問診査（年1回）を行います。</p> <p>なお、事業外ですが診査の結果、治療が必要な方に対する診療（医療保険扱い）も可能</p> <p>◆連絡先 各区地域保健課健康推進係</p>

# 介護保険 短期入所～次期拡大措置・振替特例措置事例

居宅介護支援事業所 西円山敬樹園  
介護支援専門員 石川 美和

## 〈Aさん〉要介護4（～8月31日）支給限度基準18日

※介護保険施行以前から、主に介護負担軽減を目的として、毎月定期的に2週間程度の短期入所を利用。

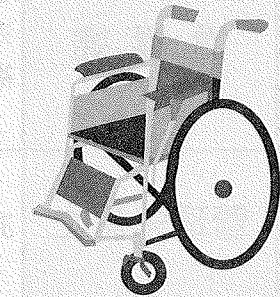
「法施行後も同程度の利用をして、ゆっくり休養する機会を確保したい！」

さっそく、4月から毎月2週間程度の利用があり、次期拡大措置の要件を充たさないため、振替特例措置の適用を受けていく！！

## 振替計画書

(訪問通所の区分支給限度基準額の短期入所の利用限度日数への振替え)

被保険者 氏名	Aさん		被保険者 番号	0	1	6	7	8
要介護認定区分	訪問通所支給限度基準額（単位）①	左記の6割		短期入所支給限度基準額（日数）			次期拡大適用なし	
要支援	6,150単位／月	3,690単位／月		日／	ヶ月	日／	ヶ月	
要介護1	16,580単位／月	9,948単位／月		日／	ヶ月	日／	ヶ月	
要介護2	19,480単位／月	11,688単位／月		日／	ヶ月	日／	ヶ月	
要介護3	26,750単位／月	16,050単位／月		日／	ヶ月	日／	ヶ月	
○要介護4	30,600単位／月	18,360単位／月	18日／	5ヶ月		日／	ヶ月	
要介護5	33,830単位／月	21,498単位／月	日／	ヶ月	日／	ヶ月		
認定有効期間	平成12年4月1日～平成12年8月31日							
短期入所区分 限度額管理期間	平成12年4月1日～平成12年8月31日							
サービス利用月	4月	5月	6月	7月	8月	月	月	月
訪問 通所 区分	利用予定 単位数②	0	0	0	0			
	利用実績 単位数③	0						
	残単位数 ③=①-②	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600		
短期 入所 区分	振替可能 計算値④	28	28	28	28			
	③ ÷ (要支援) (要介護1) (要介護2) (要介護3) (要介護4) (要介護5)	954	984	1,032	1,079	1,126	1,173	
	限度額内 利用日数△	12	6	0	0	0		
	振替可能実日数 ④≥A+①	0	8	14	14	14		
	振替利用 予定日数	0	5	11	未定	未定		
	振替利用 実績日数	0	5					
備考 変更認定予定等	4ヶ月前	3ヶ月前		更新予定				



※訪問通所区分サービスの利用希望がないために利用実績もなく、14日間の振替利用を確保している。

※5月で限度額内利用日数を消化する！！

それと同時に振替利用が可能となり、限度内利用と合わせて、14日間以内の利用とした。

作成年月日	平成12年 月 日	作成者	社会福祉法人 南静会
作成年月日	平成12年 月 日		居宅介護支援事業所 西円山敬樹園

次期拡大の適用はないので、更新申請は、7月中が安全です。

○ <Bさん> 要介護2（～7月31日）支給限度基準10日

- ※介護保険施行以前から、主に介護負担軽減を目的に年に3～4回程度、2週間から1ヶ月間の利用であった。
- 「法施行後は、一月おきに1週間～10日程度の利用をしたい！」とにかく、限度日数では全然・・・足りない！」
- 次期拡大措置をねらい、4月・5月の利用をそれぞれ5日間程度にすることを提案してみる。
- 介護者は、当時の拡大措置情報への不安があり、5月は「もったいない！」と利用を控えることとなった！
- その甲斐あって（？）更新月を8月とすることで、次期拡大措置の要件を充たすこととなり、次期拡大措置の適用を受け、並行して振替特例措置を計画的に利用していくこととした。
- ※次期拡大措置は、認定申請に伴い、自動的に判定することとなりますので、適用申請は特に必要ありません。

## 振替計画書

(訪問通所の区分支給限度基準額の短期入所の利用限度日数への振替え)

被保険者 氏名	Bさん		被保険者 番号	0	1	9	3	8
要介護 認定区分	訪問通所支給限度 基準額（単位）①	左記の6割		短期入所支給限度基準額（日数）			次期拡大適用なし	
要支援	6,150単位／月	3,690単位／月	日／ヶ月	日／ヶ月				
要介護1	16,580単位／月	9,948単位／月	日／ヶ月	日／ヶ月				
○要介護2	19,480単位／月	11,688単位／月	10日／4ヶ月	日／ヶ月				
要介護3	26,750単位／月	16,050単位／月	日／ヶ月	日／ヶ月				
要介護4	30,600単位／月	18,360単位／月	日／ヶ月	日／ヶ月				
要介護5	33,830単位／月	21,498単位／月	日／ヶ月	日／ヶ月				
認定有効期間	平成12年4月1日～平成12年7月31日							
短期入所区分 限度額管理期間	平成12年4月1日～平成12年7月31日							
サービス利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	月	月
訪問 区分	利用予定 単位数②	1917	2556	1917	2556	3195	2556	
	利用実績 単位数②	1917						
	残単位数 ③=①-②	17563	16924	17563	16924	16285	16924	
短期 入所 区分	振替可能 計算値④	17	17	17	17	16	17	
	(③ ÷ ④) × A + ①	954	984	1,032	1,079	1,126	1,173	
	限度額内 利用日数A	6	0	8	0	0	0	
	振替可能実日数 ④ ≥ A + ①	0	0	6	14	14	14	
	振替利用 予定日数	0	0	1	未定	未定	未定	
	振替利用 実績日数	0	0					
備考 変更認定予定等	4ヶ月前	3ヶ月前			更新予定			

作成年月日	平成12年 5月 日	作成者	社会福祉法人 南静会
作成年月日	平成 年 月 日		居宅介護支援事業所 西円山敬樹園

→ 14日／6ヶ月に延長

※認定有効期間に係る申出により有効期間を9月30日に延長。

※訪問通所区分サービスの利用実績の予定は、約2割にとどまっている。

※6日間以内の利用として様子をみもらうことを提案。  
拡大措置の判定基準月を意識してみることとする。

↓  
6月には、9日間の利用があり、限度額内利用を超えたために、拡大措置の判定基準月に出来ず、4月、5月を判定基準月とするため、8月を更新申請月とする。  
(60日前から更新申請ができることが30日程度かかるからも8月がのぞましい)

又、振替利用が可能となり、限度内利用と合わせての利用となる。

# ケアマネジャーへの苦情に想う

～利用者主体の原点に立ち返ろう～

## 利用者に指示するケアマネジャー

介護保険がスタートして3ヶ月が過ぎ、私たちケアマネジャーは3月のあわただしいケアプランの作成からサービスの提供、給付管理業務まで一連の流れを経験した。

これからは今までしてきたさまざまな業務が利用者から評価される時期になってきたが、ケアマネジャーに寄せられた苦情の一部を紹介して今後の指針にしたい。

サービス事業者を経由して利用者からの相談内容についての電話があった。その利用者は80歳のひとり暮らしの男性で、認定結果は要支援。今まで週1回のヘルパー派遣と週1回の訪問看護を受けていた。本人は従来のサービスの継続を希望したが、担当のケアマネジャーから「あなたは要支援だから看護婦は必要ない」と言われ、ヘルパー派遣のみになってしまった。

利用者は担当ヘルパーに不満を述べ、そのサービス事業者はケアマネジャーとの話し合いや場合によっては変更が可能なことを伝えたが、利用者はサービスが受けられなくなれば困る、とのことで変更されないままになっている。

ケアプランは誰のために立てるのか、研修で学んだことはどこにいったのか？

## 聞きっぱなしで連絡しないケアマネジャー

介護認定を受けた利用者の家族から区に電話があって、ケアプランやサービスのことを聞きたいとのことで、ケアマネジャーの紹介を受けた。

その家族はケアマネジャーがいろいろ教えてくれたことに感謝して、通所介護を利用したいと思ったが、本人がどうしてもいやだと主張するので今回は浴室に手すりをつけるだけになった。その結果をケアマネジャーに連絡すると「わかりました」と言ったキリで、1ヶ月が経過しても何の連絡もない。手すりだけでは駄目なのでしようかとの不安の声。ケアマネジャーの立場からすると住宅改修だけではケアプラン作成の収入はない。しかも、手すりをつけるために3~4回は自宅を訪問する必要があり、時間もかかる。そのため、そのケアマネジャーは返事はしたものの、のびのびになっているのではないかと思う。

しかし、利用者は長時間何も連絡がないと拒否されたと受け取ってしまう。

福祉用具の貸与や住宅改修のみのケアプランでは収入にならない点は改善を求めたいが、利用者には関係のないことであり、迅速な対応がケアマネジャーに求められる。

## 利用者の意見に耳を傾けよう

他にも利用者に対するケアマネジャーの対応やサービス事業者の選定などについての不満があるようだ。ケアマネジャーのおかげで助かったという話を聞くと嬉しくなるが、逆にしつかりしろと叱咤激励されていることが多い。

利用者やその家族をはじめ市民の多くはケアマネジャーの動向に注目している。たとえ些細なことであっても、利用者の意見に耳を傾け真摯な態度で接することが資質向上の第一歩になると考える。

(厚別区支部長 斎藤潤子記)

## トピックニュース

- 少子・高齢社会がより加速化  
合計特殊出生率が国の下限（1,379人）を始めて下回り、1.34人となる。  
北海道は1.20人で2年連続の全国2番目。（北海道新聞）
- 家事援助の単価を上げてほしい  
厚生省が訪問介護サービス事業者3団体から実情を聞く意見交換会の席上「報酬単価が低い家事援助が多いところで7割を占め、経営を圧迫している」と事業者側からの訴え。また、「ケアマネジャーが給付管理の事務作業に追われ、本来の仕事ができない」との報告もあった。  
(毎日新聞)
- 健康寿命、日本が74.5歳  
健康のまどのくらいう生能できるかを示す指標  
(北海道新聞)
- ショートステイ稼働率20.3%の減  
全国老人施設協議会調査で、昨年4月の平均稼働率57.2%に比べ、今年4月が36.9%となる。  
(福祉新聞)
- 求められる高齢者介護に対する社会的支援(総理府調査)  
「基本的に家族が行い、社会がある程度支援する」43.7%、「家族だけでは負担があるので、社会が積極的に支援する」39.0%、「基本的に社会が担うべき」12.1%、「基本的に家族が行う」2.4%、97.6%が社会的支援の必要性を求めている。  
(福祉新聞)



# 介護支援専門員求人情報



募集人数	1名（訪問介護の責任者）	募集人数	若干名	募集人数	2名
資格要件	介護福祉士・ホームヘルパー1級修了者 ヘルパー2級実務経験3年以上看護婦・准看護婦いずれも実務経験のある方	資格要件	介護支援専門員	資格要件	普通免許(看護婦尚可)
法人名称	(株)ベネッセコーポレーション	法人名称	医療法人財団 敬和会	法人名称	医療法人 淡仁会
事業所名称	ベネッセ介護センター札幌	事業所名称	時計台病院介護相談センター	事業所名称	新琴似ハーティーケアセンター
住所	札幌市中央区北1条西3丁目 第百生命ビル9F	住所	札幌市中央区北1条東1丁目 2番地3	住所	北区新琴似12条7丁目 1番45号
電話番号	011-210-4165	電話番号	011-200-5676	電話番号	011-763-5200
担当者氏名	佐藤 美澄	担当者氏名	湯元 均	担当者氏名	熊倉 友子
その他	待遇その他委細面談で掲載します。	その他	待遇その他委細面談で掲載します。	その他	待遇その他委細面談で掲載します。
募集人数	1名	募集人数	1名	募集人数	1名
資格要件	看護婦・保健婦・SW(男性)・自動車免許	資格要件	介護支援専門員(相談業務経験者)	資格要件	看護婦
法人名称	社会福祉法人札幌恵友会	法人名称	医療法人社団 三草会	法人名称	医療法人 徳洲会
事業所名称	新川介護相談センター	事業所名称	介護老人保健施設もえれパークサイド	事業所名称	指定居宅介護支援事業所 ケアプランセンターなえぼ
住所	北区新川715番地2	住所	東区中沿町105-43	住所	東区北7条東18丁目105-23
電話番号	011-764-3663	電話番号	011-791-2311	電話番号	011-753-0011
担当者氏名	西田 トシ	担当者氏名	佐藤 法貴	担当者氏名	安藤 真人
その他	待遇その他委細面談で掲載します。	その他	待遇その他委細面談で掲載します。	その他	待遇その他委細面談で掲載します。
募集人数	1名	募集人数	1名	募集人数	1名
資格要件	介護支援専門員・普通車免許	資格要件	看護婦・介護支援専門員	資格要件	介護支援専門員、 自家用車持ち出しできる方
法人名称	社会福祉法人 南静会	法人名称	医療法人社団 静和会	法人名称	社会福祉法人 南静会
事業所名称	あおば在宅介護支援センター	事業所名称	介護老人保健施設 エル・クオール平和	事業所名称	居宅介護支援事業所はまなす
住所	厚別区青葉町4丁目10-27 あおばデイサービスセンター内	住所	西区平和2条11丁目2番5号	住所	手稲区前田1条12丁目356
電話番号	011-893-6018	電話番号	011-667-8111	電話番号	011-684-0188
担当者氏名	森越 美和子	担当者氏名	門脇 浩	担当者氏名	木村
その他	待遇その他委細面談で掲載します。	その他	待遇その他委細面談で掲載します。	その他	待遇その他委細面談で掲載します。
募集人数	1名	募集人数	嘱託職員 数人	募集人数	嘱託職員 1名
資格要件	なし	資格要件	満55才未満	資格要件	普通免許
法人名称	医療法人 健康会	法人名称	(財)札幌市在宅福祉サービス協会	法人名称	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
事業所名称	ケアプラン相談センターおおあさ	事業所名称	市内8か所の相談センター	事業所名称	札幌市基幹型在宅介護支援センター
住所	江別市大麻中町2番17 メディカルビルおおあさ3F	住所	本部 中央区北1条西9丁目 リンクシティ3F	住所	札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター2F
電話番号	011-388-2233	電話番号	011-272-4020	電話番号	011-612-6110
担当者氏名	黒川 憲一	担当者氏名	徳富	担当者氏名	柏 浩文
その他	待遇その他委細面談で掲載します。	その他	待遇その他委細面談で掲載します。	その他	待遇その他委細面談で掲載します。

# 掲示板コーナー

## 中央区支部研修会

日 時：9月19日（火）18：30～  
 会 場：札幌市社会福祉総合センター視聴覚室  
 テーマ：居宅訪問指導等について（予定）  
 問い合わせ先：中央区社会福祉協議会  
 ☎231-2400（内線458～460）

## 北区支部研修会

日 時：①8月24日（木）18：30～  
 ②9月21日（木）18：30～  
 会 場：北区民センター  
 テーマ：①ケアマネージャーの職業倫理とは  
 ②北区市民公開セミナー「介護保険制度の現状と問題点」  
 問い合わせ先：北区社会福祉協議会  
 ☎757-2482

## 東区支部研修会

日 時：9月20日（水）18：30～  
 会 場：東区民センター  
 テーマ：かかりつけ医の立場から  
 問い合わせ先：東区社会福祉協議会  
 ☎741-6440

## 白石区支部研修会

日 時：9月14日（木）18：30～  
 会 場：白石区民センター  
 テーマ：グループディスカッションと懇親会  
 問い合わせ先：白石区社会福祉協議会  
 ☎861-3700

## 厚別区支部研修会

日 時：①8月16日（水）18：30～  
 ②9月13日（水）18：30～  
 会 場：厚別区民センター  
 テーマ：情報交換（①、②とも）  
 問い合わせ先：厚別区社会福祉協議会  
 ☎895-2483

## 豊平区支部研修会

日 時：①8月22日（火）18：30～  
 ②9月19日（火）18：30～  
 会 場：豊平区民センター  
 テーマ：①成年後見制度～リーガルサポートさっぽろの動向～  
 ②事例検討  
 問い合わせ先：豊平区社会福祉協議会  
 ☎815-2940

## 清田区支部研修会

日 時：9月9日（土）14：00～  
 会 場：清田総合庁舎大会議室  
 テーマ：地域住民向け学習（相談）会  
 問い合わせ先：清田区社会福祉協議会  
 ☎889-2491

## 南区支部研修会

日 時：①8月24日（木）18：30～  
 ②9月21日（木）18：30～  
 会 場：南区民センター視聴覚室  
 テーマ：①インフォーマルサービスについて  
 ②実践発表「ケアマネ奮闘記パートⅡ-慣れてきたからこそわかるケアマネとしての悩みや課題」  
 問い合わせ先：南区社会福祉協議会  
 ☎582-2400（内線381～382）

## 西区支部研修会

日 時：9月19日（火）18：30～  
 会 場：西区民センター第1・2会議室  
 テーマ：未 定  
 問い合わせ先：西区社会福祉協議会  
 ☎633-3695

## 手稲区支部研修会

日 時：8月9日（水）18：30～  
 会 場：手稲区民センター  
 テーマ：事例検討  
 問い合わせ先：手稲区社会福祉協議会  
 ☎681-2400（内線365～366）

## 「介護支援専門員実務研修受講資格試験」対策講座

日 時：9月22日（金）・25日（月）  
 《全2日間》18：00～20：30  
 会 場：札幌市社会福祉総合センター大研修室（4階）  
 内 容：介護保険制度論、介護支援サービス及び  
 要介護認定方法論、高齢者介護論（福祉編）、  
 高齢者介護・看護論（医療編）  
 定 員：100名（定員になり次第、締めきらせていただきます。）  
 参加費：5,000円（初日の受付時にお支払い下さい。）  
 申込方法：所定の申込用紙に記載の上、9月18日  
 （月）までにFAXで送信して下さい。  
 問い合わせ先：札幌市社会福祉協議会地域ケア  
 推進部地域ケア係  
 ☎612-6110 FAX613-5486

## 編集後記

介護支援専門員の人口移動が顕著になってきた。  
 ある面では喜ばしいことである。  
 それは、組織目的を自己目的として一体化し、同一化することを美德とした時代からのある種の脱皮の姿に映るからである。

ハーズバーグは、その優れた研究の中で人間の欲求を「衛生要因」と「動機づけ要因」の2種類とし、前者を賃金・労働条件、後者をやりがいのある仕事・達成感などとした。「自分の大切にしているものを探しだす」勇気ある船出にエールを送りたい。

涼馬